

戸田市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。)及び戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第28号。以下「条例」という。)を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録に係る開示の方法)

第2条 法第87条の行政機関等が定める電磁的記録に係る開示の方法は、次の各号に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により開示することができないときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以内の大きさの用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該出力したものの内容を情報として記録した光ディスクの交付
- (2) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複製したものの交付

(写し等の交付等に要する費用)

第3条 条例第4条第2項の規定による保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写し若しくは複製の作成又はこれらの送付に要する費用は、別表第1のとおりとする。

2 前項の費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(写し等の送付に要する費用の納付の方法)

第4条 令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 郵便切手を提出する方法
- (2) 現金により納付する方法
- (3) 前2号の他市長が適当と認める方法

(文書の様式)

第5条 法、令及び施行規則の施行のために必要な文書の様式は、別に定めるもののほか、別表第2に掲げるところによるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

文書又は図画

区分	金額
1 日本産業規格A列3番以内の白黒コピー	1枚 10円
2 日本産業規格A列3番を超える大きさの白黒コピー	1枚 30円
3 日本産業規格A列3番以内のカラーコピー	1枚 50円
4 日本産業規格A列3番を超える大きさのカラーコピー	実費相当額
5 業務委託により外部に複写等を委託するもの	実費相当額
6 文書又は図画(以下「文書等」という。)を用紙に複写したものの内容を情報として記録した光ディスク(4.7ギガバイト以下のもの)	次に掲げる額を合算した額 (1) 当該複写した文書等1枚につき1から4までに定める複写の区分に応じて定める金額を乗じて得た額 (2) 光ディスク1枚につき100円
7 文書等を用紙に複写したものの内容を情報として記録した光ディスク(4.7ギガバイトを超えるもの)	次に掲げる額を合算した額 (1) 当該複写した文書等1枚につき1から4までに定める複写の区分に応じて定める金額を乗じて得た額 (2) 光ディスク1枚につき実費相当額
8 写し等の送付に要する費用	郵便料の額

電磁的記録

区分	金額
----	----

1 日本産業規格 A 列 3 番以内の用紙に白黒出力	1 枚 1 0 円
2 日本産業規格 A 列 3 番以内の用紙にカラー出力	1 枚 5 0 円
3 業務委託により外部に複写等を委託するもの	実費相当額
4 録音テープ、ビデオテープ等の複製	実費相当額
5 日本産業規格 A 列 3 番以内の大きさの用紙に出力したものの内容を情報として記録した光ディスク（4.7ギガバイト以下のもの）	次に掲げる額を合算した額 (1) 電磁的記録を出力した当該用紙に 1 枚につき 1 及び 2 に定める出力の区分に応じて定める金額を乗じて得た額 (2) 光ディスク 1 枚につき 1 0 0 円
6 日本産業規格 A 列 3 番以内の大きさの用紙に出力したものの内容を情報として記録した光ディスク（4.7ギガバイトを超えるのもの）	次に掲げる額を合算した額 (1) 電磁的記録を出力した当該用紙に 1 枚につき 1 及び 2 に定める出力の区分に応じて定める金額を乗じて得た額 (2) 光ディスク 1 枚につき実費相当額
7 その他複写等に係るもの	実費相当額
8 写し等の送付に要する費用	郵便料の額

別表第 2（第 5 条関係）

区分	様式名	根拠規定
1	個人情報ファイル簿（第 1 号様式）	法第 7 5 条
2	保有個人情報開示請求書（第 2 号様式）	法第 7 7 条第 1 項
3	保有個人情報開示決定通知書（第 3 号様式）	法第 8 2 条第 1 項
4	保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第 4 号様式）	法第 8 7 条第 3 項

5	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（第5号様式）	法第82条第2項
6	保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第6号様式）	法第83条第2項
7	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第7号様式）	法第84条
8	他の実施機関への開示請求事案移送書（第8号様式）	法第85条第1項
9	開示請求者への開示請求事案移送通知書（第9号様式）	法第85条第1項
10	第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第10号様式）	法第86条第1項
11	第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第11号様式）	法第86条第2項
12	保有個人情報の開示決定等に関する意見書（第12号様式）	法第86条
13	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（第13号様式）	法第86条第3項
14	保有個人情報訂正請求書（第14号様式）	法第91条第1項
15	保有個人情報訂正決定通知書（第15号様式）	法第93条第1項
16	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第16号様式）	法第93条第2項
17	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第17号様式）	法第94条第2項
18	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第18号様式）	法第95条
19	他の実施機関への訂正請求事案移送書（第19号様式）	法第96条第1項
20	訂正請求者への訂正請求事案移送通知書（第20号様式）	法第96条第1項
21	保有個人情報提供先への訂正決定通知書（第21号様式）	法第97条

	号様式)	
2 2	保有個人情報利用停止請求書(第22号様式)	法第99条第1項
2 3	保有個人情報利用停止決定通知書(第23号様式)	法第101条第1項
2 4	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(第24号様式)	法第101条第2項
2 5	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(第25号様式)	法第102条第2項
2 6	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(第26号様式)	法第103条
2 7	委任状(開示請求用)(第27号様式)	令第22条第3項
2 8	委任状(訂正請求用)(第28号様式)	令第29条において準用する令第22条第3項
2 9	委任状(利用停止請求用)(第29号様式)	令第29条において準用する令第22条第3項
3 0	諮問書(開示決定等)(第30号様式)	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項
3 1	諮問書(訂正決定等)(第31号様式)	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項
3 2	諮問書(利用停止決定等)(第32号様式)	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項
3 3	諮問書(開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為)(第33号様式)	法第105条第3項の規定により読

		み替えて準用する 同条第1項
34	諮問をした旨の通知書（審査請求人等）（第34号様式）	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する 同条第2項